

令和5年度 固定資産税（償却資産）

申告の手引き

平素は税務行政にご協力を賜りありがとうございます。

さて、固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、毎年1月1日現在、所有している償却資産を資産所在地の市町村に申告する義務が課せられています。（地方税法第383条）

この「申告の手引き」を参照のうえ申告書を作成し、必ず提出してください。

※個人事業主も申告の対象です。

申告書の提出期限・・・令和5年1月31日（火）

※例年、申告期限間近になりますと窓口が混雑します。

新型コロナウイルス感染症防止のため、なるべく郵送又はeLTAXでの申告にご協力をお願いします。

大阪府 池田市

提出先・連絡先

〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号 池田市役所 総務部 課税課 償却資産担当
(2階10番窓口)

電話 (072)-752-1111 内線 286、287
直通 (072)-754-6224

郵送で申告される方へ（お願い）

受付印を押印した申告書の控えの返送を希望される方は、**切手を貼った返信用封筒**も同封してください。切手を貼った返信用封筒がない場合は、返送することができませんので、あらかじめご了承ください。最終ページに申告書提出用の宛名ラベルを準備していますので、切り取ってご利用ください。

池田市役所ホームページから申告書様式のダウンロードができます。ご活用ください。（池田市ホームページ で検索→ホーム→申請書ダウンロード→税金など→償却資産申告書・種類別明細書・申告の手引き）

償却資産とは、事業で使用する資産のことで
す！！



《目 次》

償却資産の概要	1
申告の対象となる償却資産	1
申告が必要な人	1
申告されない方、又は虚偽の申告をされた方	1
国税資料等の閲覧について	1
償却資産(業種別)の主なもの	2
建築設備における家屋と償却資産の区別	2
事業用の附帯設備	2
リース資産	2
申告の対象とならない資産	2
償却資産の種類	3
地域決定型地方税制特例措置(通称「わがまち特例」)	3
生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例軽減	4
課税標準額について	5
償却資産の課税標準額、免税点、税率	5
課税標準額の算出方法	5
申告書について	6
申告書の種類	6
申告書と種類別明細書の提出方法	6
電算申告(eLTAX)される方へ	6
その他	7
国税との主な違い	7
課税台帳の閲覧	7
個人番号(マイナンバー)の記載について	8
申告書記入例	9
償却資産申告書(償却資産課税台帳)	9
種類別明細書(増加資産・全資産用)	10
種類別明細書(減少資産用)	11
よくある質問	12
宛名ラベル	13

償却資産の概要

申告の対象となる償却資産

●償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる減価償却資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。

また、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば課税対象となります。(ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる車両は、課税の対象とはなりません。)

- ①建設仮勘定で経理されているもののうち、事業の用に供している資産
- ②簿外資産(償却資産を含む)で、事業の用に供することができる資産
- ③遊休資産(稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産)
- ④未稼働資産(まだ稼動していないが既に完成している資産)

●「事業の用に供する」とは

「事業」とは、一定の目的の為に一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利又は収益を目的とすることを必要とはしません。したがって、公益法人の行う活動は事業に該当しません。「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。直接的に事業に用いていない従業員の福利厚生施設(社宅、宿舍、寮等)の器具備品、構築物等も償却資産として課税対象となります。

償却資産を所有している人には申告の義務があります

申告が必要な人

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付け等、事業を行っている会社や個人の方で、毎年1月1日現在において償却資産を所有されている場合は、地方税法第383条(固定資産の申告)の規定により、その資産について所定の事項を申告していただくことになっています。

- (ア)令和5年1月1日時点において池田市内で償却資産を所有されている方
- (イ)令和5年1月1日時点において池田市内で事業が行われている方(個人事業主含む)
- (ウ)前年度まで償却資産の申告をされていた方で、廃業又は資産所在地の移転に伴い、令和5年1月1日時点で池田市内において、(ア)(イ)のいずれにも該当しなくなる方

※市内の償却資産の所有形態や移動状況を把握するために(ア)(イ)(ウ)の方からの申告をお願いしていますが、**償却資産の納税義務者**は(ア)の方のみです。

※前年中に資産の増減がない方や、申告する資産がない方も、必ず申告書を提出してください。

申告されない方、又は虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

国税資料等の閲覧について

池田市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、池田市への申告内容に差異が見受けられた場合は、個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いします。なお、地方税法第17条の5の規定により5年遡及して課税更正を行うこともあります。

償却資産（業種別）の主なもの

業種	償却資産の具体例
各業種共通	店舗内装、パソコン等の事務機器、応接セット、レジ関係、ロッカー等、 機器類（エアコン、テレビ、ネオンサイン、受変動設備、監視制御装置等） 外装関係（植栽、門、塀、外溝、外灯、看板灯）、駐車場設備、舗装路面等
小売業	商品陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲食業	接客用テーブル・椅子、カウンター、室内装飾品、厨房設備、カラオケセット、 テレビ、放送設備、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、自動食器洗浄器等
製パン・製菓業	釜、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
理容・美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、ドライヤー、パーマ機、消毒殺菌機、 サインポール、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
医院・歯科医院	各種医療用機器（X線装置、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、ベッド、 CT装置、MRI装置、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、待合室用椅子等
駐車場事業	舗装路面、フェンス、料金計算装置、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）等
不動産賃貸業	家屋評価に含まれない外溝工事、集合郵便受、駐車場設備、舗装路面、ごみ置き場、 自転車置き場、買取型セキュリティシステム、太陽光発電システム等
建設業	大型特殊自動車、コンクリートカッター、パワーショベル、フォークリフト、ユンボ、 発電機等
パチンコ店	パチンコ・スロット台、両替機、玉貸・還元機、店内包装設備、駐車場設備、 防犯監視設備等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、防火壁、独立キャノピー、地下タンク、照明設備等

建築設備における家屋と償却資産の区別

固定資産税において、家屋に取り付けられている建築設備は、その様態によって家屋と償却資産に区分して課税されます。

家屋として取扱い	・家屋所有者が有する電気設備、給排水設備、ガス設備、空調設備のような 家屋と構造上一体となり、家屋の効用を高めるもの
償却資産として取扱い	・構造的に家屋と一体となっておらず、独立した機器としての性格が強いもの ・特定の生産又は業務の用に供されるもの

事業用の附帯設備

家屋の所有者以外の人（テナント等）がその事業のために取り付けた附帯設備等（電気設備、給排水設備等）は、家屋と一体であっても償却資産とみなされます。

この場合、取り付けた人（テナント等）が、償却資産として申告することになります。

〔例〕テナントとして入居している人が取り付けたものに限る。

内装、床、天井の仕上げ、建具、照明設備、空調設備等。

リース資産

リース資産については、リース会社からの申告になります。ただし、リース期間経過後、無償譲渡等の条件の付いた所有権留保付割賦販売に相当する資産については、買主からの申告が必要なものもありますので、リース会社にご確認ください。

申告の対象とならない資産

- ・無形固定資産税（特許権、営業権、電話加入権、ソフトウェア等）
- ・自動車税、軽自動車税の対象となる自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車
- ・耐用年数1年未満の資産又は取得価格又は製作価格10万円未満の資産でその資産の取得に要した経費の全部が、法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、一時的に損金又は必要な経費に算入されるもの
- ・法人等の有する資産で、取得価格20万円未満のものを一括して法人税法又は所得税法の規定により3年間で損金又は必要な経費に算入（一括償却）されるもの
- ・生物（ただし、鑑賞用、興行用のものは申告対象）

償却資産の種類

耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を確認してください。
総務省の法令データ提供システム(e-Gov法令検索)

種 類	細 目
1 構 築 物	受変電設備、自家発電設備、煙突、門、塀、庭園、水槽、駐車場の舗装路面、ネオン塔、建物附属設備、その他土地に定着した土木設備又は工作物等
2 機 械 及 び 設 備	土木機械、建築機械、印刷機械、電気機械、化学機械、機械式駐車設備、運搬設備(コンベア、捲上機等)、その他物品の製造、修理等に使用する機械及び装置等
3 船 舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4 航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
5 車 両 ・ 運 搬 具	鉄道車両、大型特殊自動車(分類記号が「0、00～09、000～099」「9、90～99、900～999」の車両)、構内運搬車、自転車、貨車、荷車等
6 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	パソコン、タブレット端末、プリンター、コピー機、放送設備、テレビ、クーラー、応接セット、自動販売機、その他業務用の備品什器類、取付工具、雑工具等

地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）

地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を各市町村が判断し、条例で決定できる仕組みである、「地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」の対象となる資産について、課税標準^{*}の特例割合を以下のとおり決めました。

^{*}税額計算の基礎となる金額をいい、課税標準額に税率を乗じて税額を算出

種 類	特 例 割 合	適 用 期 間
太陽光発電設備 ●国の補助を受けている自家消費型のもの(固定価格買取制度の認定を受けていないもの)が対象	3分の2	H28年4月1日～R4年3月31日に取得されたもの
風力発電設備	3分の2	※対象設備に新たに固定資産税が課税された年度より3年間
水力発電設備	4分の3	
地熱発電設備	3分の2	
バイオマス発電設備	3分の2	
企業主体型保育事業	2分の1	H29年4月1日～R5年3月31日に設置されたもの ※対象設備に新たに固定資産税が課税された年度より5年間
家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業	2分の1	H29年4月1日～に設置されたもの

生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例軽減

平成30年6月6日施行の生産性向上特別措置法により、中小企業が新規に取得する機械装置等について一定の要件を満たした場合、対象資産にかかる固定資産税を3年間ゼロにします。対象資産をお持ちの方は、ご確認のうえ、申告してください。

※生産性向上特別措置法による支援の詳細については中小企業庁ホームページをご覧ください。先端設備等導入計画の申請は、池田市役所 市民活力部 にぎわい戦略室 商工労働課へ。

電話番号 072-752-1111 内線293、158

【対象者】先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等(資本金一億円以下)の法人、個人事業主(常時使用する従業員数が1,000人以下)等計画の認定を受けた者。

対 象 設 備	適 用 期 間
生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する次の設備 【減価償却資産の種類(最低取得価額/販売開始時期)】 ・機械装置 (160万円以上/10年以内) ・測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内) ・器具備品 (30万円以上/6年以内) ・建物附属設備[※1] (60万円以上/14年以内)	計画認定後から 令和5年3月31日までに 取得されたもの
・構築物 (120万円以上/14年以内) ・家屋(事業用)[※2] (120万円以上)	令和2年4月30日～令和5年3月31日に取得されたもの

※1 償却資産として課税されるものに限る。

※2 同時取得した家屋の内外に取得価額の合計額が300万円以上の先端設備が設置されること。

【添付書類】

◆中小事業者等が取得もしくは所有権移転リース(中小事業者等が納税する場合)

- ・計画申請書(写)
- ・計画認定書(写)
- ・工業会の証明書(写)

◆所有権移転外リースもしくは所有権移転リース(リース会社が納税する場合)

- ・計画申請書(写)
- ・計画認定書(写)
- ・工業会の証明書(写)
- ・リース契約書(写)
- ・固定資産税軽減計算書(写)

《注意事項》

- ・**先端設備等導入計画の認定後に取得されたものが対象です。**
- ・**中古資産でないこと。**
- ・**固定資産税の特例軽減を検討する場合は、事前に池田市 総務部 課税課までご相談ください。**

生産性向上特別措置法の制度についてのお問い合わせは以下へお願いします。

【問い合わせ先】

近畿経済産業局 産業部 中小企業課 電話番号 06-6966-6023

課税標準額について

償却資産の課税標準額、免税点、税率

区 分	説 明
納 税 義 務 者	1月1日現在における償却資産の所有者 (償却資産を賃貸している人も含む)
課 税 標 準 額	1月1日現在で課税台帳に登録された価格
免 税 点	全資産の課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税 対象外
税 率	100分の1.4
税 額	課税標準額×税率＝税額 (土地・家屋・償却資産の課税標準額を合算し、1,000円未満 を切り捨て、それに税率を乗じ100円未満を切り捨て)
納 期	年4回(5月・7月・9月・12月)

課税標準額の算出方法

申告していただいた資産一つ一つについて、評価額を求め、課税標準額(課税標準の特例を受ける資産は、軽減後の額)とします。評価額は、資産取得年月、取得価額、耐用年数をもとに、減価残存率表の減価率を用いて計算し、耐用年数を過ぎても取得価額の5%に相当する額に達するまでの間、減価していきます。

減価残存率表

耐用年数	減 価 残 存 率		耐用年数	減 価 残 存 率		耐用年数	減 価 残 存 率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
2	0.658	0.316	11	0.905	0.811	20	0.945	0.891
3	0.732	0.464	12	0.912	0.825	25	0.956	0.912
4	0.781	0.562	13	0.919	0.838	30	0.963	0.926
5	0.815	0.631	14	0.924	0.848	35	0.968	0.936
6	0.840	0.681	15	0.929	0.858	40	0.972	0.944
7	0.860	0.720	16	0.933	0.866	45	0.975	0.950
8	0.875	0.750	17	0.936	0.873	50	0.977	0.955
9	0.887	0.774	18	0.940	0.880	55	0.979	0.959
10	0.897	0.794	19	0.943	0.886	60	0.981	0.962

【例】 取得時期 令和4年9月・取得価額400,000円・耐用年数2年の場合

令和5年度 400,000円 × 0.658 = 263,200円

令和6年度 263,200円 × 0.316 = 83,171円

令和7年度 83,171円 × 0.316 = 26,282円

令和8年度 26,282円 × 0.316 = 8,305円 < 20,000円

※取得価額の5%(20,000円)より小さくなるため、令和8年度以降の評価額は20,000円

申告書について

申告書の種類

償却資産申告	本市から送付した申告用紙を使用しない場合は、全国的な統一された様式により申告。(第26号様式)
種類別明細書(全資産)	全国的に統一された様式により申告。(第26号様式 別表1,2) ※時価(決定価格)、課税標準額等についても必ず記入すること。
その他	課税標準の特例の適用がある場合、特例資産の一覧表を作成して添付すること。また、税制改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、耐用年数を変更したことがわかるように記載すること。

申告書と種類別明細書の提出方法

「申告が必要な方」のいずれかに該当する方は、次の表の区分により○のついている書類を提出してください。記入の仕方は9～11ページです。

		申告書 [26号 様式]	種類別明細書		申告方法
			増加・ 全資産 (別表1)	減少 資産 (別表2)	
初めて申告する方	申告する資産がある	○	○		種類別明細書(増加資産・全資産用)には池田市内に所有する全ての償却資産を記入。
	申告する資産がない	○			申告書「備考」欄に「該当資産なし」と記入。
前年度までに償却資産の申告をしたことがある方	資産の増減がない	○			申告書「備考」欄の「増・減なし」に○を記入。
	増加した資産がある	○	○		申告書「備考」欄の「増・あり」に○を記入。 種類別明細書(増加資産・全資産用)に増加資産を記入。
	減少した資産がある	○		○	申告書「備考」欄の「減・あり」に○を記入。 種類別明細書(減少資産用)に減少資産を記入。
	増加・減少資産が両方ある	○	○	○	申告書「備考」欄の「増・減あり」に○を記入。 種類別明細書(増加資産・全資産用)に増加資産を記入。 種類別明細書(減少資産用)に減少資産を記入。
	廃業又は市内事業所を撤去	○			申告書「備考」欄の「異動事項」に異動年月を記入し、「廃業」又は「市内事業所の撤去」に○を記入。

※事業用資産が自己所有でない場合、申告書「借用資産」に貸主の名称等を記入してください。
※特例該当資産や非課税該当資産がある場合は、届出書や関係する添付書類も提出してください。

電算申告(eLTAX)される方へ

eLTAX等の電算処理により評価額を算出申告される方は、増加・減少した資産のみの申告ではなく、池田市内で所有するすべての償却資産を申告してください。
※電算申告をされた場合、資産の種類別明細書は登録せずに償却資産申告書のみを登録する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

その他

国税との主な違い

国税と比較すると、主な違いとして次のようなものがあります。

項 目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却資産の計算	法人：事業年度 個人：暦年	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	建物並びに平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制 【定率法選択の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法(200%定率法)」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	定率法を適用 *国税の「旧定率法」で用いる減価率と同率
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	可	不可【注1】
特別償却・増加償却 (租税特別措置法)	可	不可
増加償却 (所得税・法人税)	可	可【注2】
改良費(資本的支出)	原則区分評価、一部合算も可	区分評価
評価額の最低限度	備忘価額1円	取得価額の100分の5

[注]

【1】固定資産税の取扱いでは圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、申告書の作成の際、圧縮前の取得価額を記入してください。

【2】法人税法施行令第60条(所得税法施行令第133条)の規定による増加償却又は同施行令第60条の2(同施行令第133条の2)の規定による陳腐化資産の一時償却を行った資産については、償却資産の評価上控除額の加算を行うことができます。

課税台帳の閲覧

申告に基づいて償却資産の価格等を決定すると、償却資産課税台帳に登録します。この内容については、4月以降に課税課において閲覧する事ができます。

※法定申告期限(1月31日)後に申告された方は、すぐに閲覧できない場合があります。

個人番号（マイナンバー）の記載について

平成28年度より償却資産申告書に個人番号（マイナンバー）又は法人番号の記入欄が設けられました。個人番号（マイナンバー）を記入される場合は、法律により、提出時に本人確認が必要になります。本人確認には①番号確認（正しい個人番号であることの確認）②身元確認（番号提供者が番号の持ち主であることの確認）の両方が必要です。次のいずれかの書類を添付のうえ提出してください。郵送で提出する場合は、該当する書類の写しを同封してください。（法人の場合、本人確認は不要）

◆法人の場合

マイナンバー導入により、法人には13桁の法人番号が国税庁から通知されます。申告書提出の際は、法人番号の記載をお願いします。なお、法人番号は、設立登記法人等の法人等に1つ指定され、法人の支店や事業所には指定されません。

◆所有者本人が申告書を提出される場合

個人番号カード有無	番号確認	身元確認
個人番号カードをお持ちの場合	個人番号カード (表)	個人番号カード (裏)
	通知カード 又は 個人番号付き住民票の写し	運転免許証・パスポート等の顔写真付き公的書類1点 又は 健康保険証、年金手帳等の公的書類2点

◆代理人が申告書を提出される場合

代理人	代理権の確認	代理人の身元確認	本人の番号確認
税理士	税務代理権限証書	税理士証票	個人番号カードの写し 又は
	委任状 又は 法廷代理人の場合 は戸籍謄本等	個人番号カード・運転免許書等の顔写真付き公的書類1点 又は 健康保険証・年金手帳等の公的書類2点	通知カードの写し 又は 個人番号付き住民票の写し

見本

令和5年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

令和5年1月17日

↓新規の申告の場合不要

※所有者コード 08001000

受付印

池田市長 様

所 有 者	1 住所 (ふりがな) (又は納税通知書送達先)	563-8666 池田市城南1丁目1番1号 (電話 072-752-1111 番)	3 個人番号 又は法人番号	1 1 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	8 短縮耐用年数の承認	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	2 氏名 (ふりがな) (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	かぶしががいしゃ いけだたろうこうぎょう (株) 池田太郎工業 代表取締役 池田太郎 (屋号) ※令和4年度より、押印は不要となりました。	4 事業種目 (資本金等の額)	機械器具製造業 (10百万円)	9 増加償却の届出	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
			5 事業開始年月	昭和30年4月	10 非課税該当資産	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
			6 この申告に 応答する者の係 り及び氏名	経理課経理係 池田 花子 (電話072-752-1111)	11 課税標準の特例	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
			7 税理士等 の氏名	山本 和夫 (電話06-6200-0000)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
					13 税務会計上の償却方法	<input checked="" type="radio"/> 定率法・ <input type="radio"/> 定額法
					14 青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無

資産の種類	取				得				価				額			
	前年前に取得したもの(イ)				前年中に減少したもの(ロ)				前年中に取得したもの(ハ)				計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)			
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構築物		2	150	0000		2	150	0000		3	560	0000		3	560	0000
2 機械及び装置		2	728	5000		5	195	0000		2	567	0000		2	465	7000
3 船舶																
4 航空機																
5 車両及び運搬具																
6 工具、器具及び備品			580	0000			230	0000				0			350	0000
7 合計		3	0015	0000		7	575	0000		6	127	0000		2	856	7000

15 市(区)町村内における事業所等 資産の所在地	① 池田市城南1丁目1番1号 ② _____ ③ _____
16 借用資産 <input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	貸主の名称等 借用資産があれば、貸主の名称、住所等を記載してください 池田リース株式会社 池田市城南〇-〇-〇
17 事業所用家屋の所有区分	<input checked="" type="radio"/> 自己所有・ <input type="radio"/> 借家

資産の種類	評 価 額 (ハ)				* 決 定 価 格 (ト)				* 課 税 標 準 額 (チ)			
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構築物												
2 機械及び装置												
3 船舶												
4 航空機												
5 車両及び運搬具												
6 工具、器具及び備品												
7 合計												

18 備考(添付書類等) 資産の譲渡先 株池田二郎産業 池田市城南1-1-1 7F	
見 本	
<input checked="" type="radio"/> 増減 <input checked="" type="radio"/> あり <input type="radio"/> なし 特例(太陽光発電設備)有	

第二十六号様式(提出用)

-6-

池田市 わがまち特例に該当する資産がある場合記入してください

令和5年度

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

見本

第二十六号様式別表一 (提出用)

所有者コード		※		所有者名		1枚のうち																
08001000		←新規の申告の場合不要		※年号:令和=5、平成=4、昭和=3		(株)池田太郎工業		1枚目														
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			(イ) 取得価額				(ロ) 減価残存率	(ハ) 価額				※ 課税標準の特例		※ 課税標準額		増 加 事 由	摘 要
					年 号	年	月	十 億	百 万	千	円		十 億	百 万	千	円	率	コ ー ド	十 億	百 万		
01	1		工場内放送工事	1	5	0	3		3	560	000	1	0							①・2 3・4		
02	2		溶接機	2	5	0	6		628	000	1	0								1・2 ③・4	株池田二郎 産業から移動	
03	2		エアコンフ。レッサー	1	5	0	3		228	000	5	0								1・② 3・4		
04	6		複写機	1	4	3	1	2	350	000	5	0								①・2 3・4	申告漏れ	
05											0	0								1・2 3・4		
06											0	0								1・2 3・4		
07											0	0								1・2 3・4		
08			※濁点・半濁点は一字とみなします。								0	0								1・2 3・4		
09			* 同じ名称が続いても1行ずつ記入してください。								0	0								1・2 3・4		
10											0	0								1・2 3・4		
11											0	0								1・2 3・4		
12	2		太陽光発電設備(大型)	1	5	0	4		21	234	000	9	0							①・2 3・4	特例	
13	2		太陽光発電設備(小型)	1	5	0	6		2	567	000	1	7							①・2 3・4	特例	
14											0	0								1・2 3・4		
15											0	0								1・2 3・4		
16											0	0								3・4		
17											0	0								1・2 3・4		
18											0	0								1・2 3・4		
小 計									28	567	000											

-10-

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付してください。

池田市

課税標準の特例に該当する資産がある場合は「特例」と記入してください。

令和5年度

種類別明細書（減少資産用）

見本

所有者コード		※		所有者名		1枚のうち									
08001000		←新規の申告の場合不要		※年号:令和=5、平成=4、昭和=3		(株)池田太郎工業		1枚目							
行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月 ※			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分				摘 要
					年 号	年	月				1 売 却	2 減 失	3 移 動	4 そ の 他	
01	1	28265	カゝス貯蔵タンク	1	4	5	6	2150000	20		①・2・3・4	①・2	(株)池田二郎産業へ売却		
02	2	28269	溶接機	1	4	6	6	195000	10		1・2・③・4	①・2	〇〇市へ移動		
03	2	21401	金属加工機	1	4	1	3	5000000	9		1・2・3・④	①・2			
04	6	21303	複写機	1	4	1	5	230000	5		1・②・3・4	1・②	当初取得価額460,000円(数量2)のうち230,000円(数量1)分減少		
05											1・2・3・4	1・2			
06											1・2・3・4	1・2			
07											1・2・3・4	1・2	改正後の耐用年数をご記入ください。		
08											1・2・3・4	1・2	・令和4年度償却資産種類別明細書の資産番号を記入してください。		
09											1・2・3・4	1・2	・名称は20字以内です。 ・一部減少は減少した数量、取得価額を記入してください。		
10											1・2・3・4	1・2	※濁点・半濁点は一字とみなします。		
11											1・2・3・4	1・2	* 同じ名称が続いても1行ずつ記入してください。		
12											1・2・3・4	1・2			
13											1・2・3・4	1・2			
14											1・2・3・4	1・2			
15											1・2・3・4	1・2			
16											1・2・3・4	1・2			
17											1・2・3・4	1・2			
18											1・2・3・4	1・2			
小 計								7575000					池田市		

第二十六号様式別表二（提出用）

111

よくある質問

Q1. 償却資産はいつできた制度ですか？

A1. 昭和25年のシャウプ勧告に基づき改正された地方税制度によって、事業用の資産一般に対する固定資産税として土地・家屋とともに創設された制度です。

Q2. 償却資産に申告義務はありますか？

A2. あります。地方税法第383条の規定により、償却資産の所有者には毎年1月1日現在の資産を申告する義務が課せられています。償却資産は、土地・家屋のような登記制度がなく、所有者や資産内容の捕捉が困難であるため、毎年申告いただいています。

Q3. 毎年、税務署へ確定申告をしていますが市へも申告義務がありますか？

A3. あります。税務署への提出書類は、所得税等の国税算出のためのもので、市への償却資産の申告は市税である固定資産税算出のために必要となります。確定申告における減価償却費の内容の一部等が、市における償却資産としての申告対象となりますので、税務署への提出とは別にご申告をお願いしています。

Q4. 償却資産に該当する資産がない場合でも申告義務がありますか？

A4. あります。該当資産がない場合でも、その旨を市側で把握するために申告をいただいています。申告書の「備考」欄に「該当資産なし」とご記入ください。申告内容の確認調査を行うことがあります。

Q5. 資産の増減や移動がなく、昨年と全く同じ内容でも申告義務がありますか？

A5. あります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告いただく義務がありますので、内容の変更がなくとも、その旨を市側で把握するために毎年申告をお願いしています。

Q6. 耐用年数を過ぎた古い資産でも、申告の対象にはなりますか？

A6. なります。減価償却の済んだ資産や帳簿上は備忘価額(1円)となっている資産であっても、1月1日現在において事業用に使用していれば、古い資産でも申告対象となります。

Q7. 現在使用していない資産も申告義務がありますか？

A7. あります。一時的に稼働を停止している遊休資産であっても、それが事業用として所有され、使用可能な状態であれば申告対象となります。

Q8. 新型コロナウイルス感染症に関連する固定資産税の軽減措置はありますか？

A8. ありません。現時点においては、令和4年度以降の新型コロナウイルス感染症に関連する固定資産税の軽減措置についての国からの通知はありません。(令和4年11月11日時点)

《前年中に資産増減なし、事業所廃止・廃業となった方へ》

前年中に資産の増減がない、事業所廃止の場合でも償却資産申告書の提出が必要です。(地方税法第383条 固定資産の申告)

その際は、申告書の「備考」欄に増減なし、事業所の廃止(廃業)と記入し、提出してください。

《前年度分を申告済の方へ》

継続して申告される方は、前年度(令和4年度)の期末価額と今年度(令和5年度)の期首価額が一致しているか、ご確認ください。

申告書の提出期限・・・令和5年1月31日(火)

★返信用封筒の切手貼り
忘れ等にご注意ください！！



※宛て名ラベル(申告書提出用の封筒に貼付用)を切り取ってご利用ください。
切り線

提出前に必ず次の確認をお願いします

- 個人番号又は法人番号は記入されていますか？
- 申告書に連絡先の記入はされていますか？
- 申告書に資産所在地は記入されていますか？
- リース資産(ファイナンスリースを除く)がある場合は、貸主の会社名を記入していますか？
- 増加・減少資産の取得年月の元号は記入済みですか？
(見本の「令和=5、平成=4」以外のRやHでも受付可能です。)
- 増加・減少資産の耐用年数は記入されていますか？
- 増加事由(1～4)の欄の記入はありますか？
- 減少事由(1～4)及び区分(1～2)の欄の記入はありますか？

〒563-8666

池田市城南1丁目1番1号

池田市役所

総務部 課税課

償却資産担当 行

償却資産申告書在中